

住宅課業務委託契約等検討会議設置要綱

(目的)

第1条 浜松市が行う契約は、入札・契約の過程が適正かつ公正であるとともに、低廉な価格で履行条件を満足した成果品を確保することが重要である。このため、適切な契約を確保することを目的として、住宅課に、住宅課業務委託契約等検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、住宅課が所管する事務のうち、次に掲げる事項を審議するものとする。ただし、調達課及び各区区振興課が行うものを除く。

(1) 業務委託契約、賃貸借契約及びその他の契約（以下「業務委託契約等」という。）を締結しようとする場合 契約方法の決定、競争入札等の参加資格、参加者の選定、特命理由、機種指定の理由、当該仕様書、設計書、検査検収チェックシートの内容、最低制限価格、共同企業体導入の可否、談合情報への対応及び業者選定に関する苦情処理。

ただし、予定価格が100万円（賃貸借契約については80万円）を超えるもの及び10万円未満のもの（一般的、継続的案件に限る。）を除く。

(2) 前号により審議し締結した業務委託契約等を変更しようとする場合 変更内容及び変更することについての可否。

(3) その他検討会議において必要と認めること。

(組織)

第3条 検討会議は、次に掲げる委員（原則5人以上）をもって組織する。

(1) 会長（住宅課長をもって充てる。）

(2) 副会長（委員の中から会長が指名する。）

(3) 委員（専門監、課長補佐、グループ長、北部住宅管理事務所長。）

(会長の職務)

第4条 会長は、検討会議を代表し、会務を総理する。

2 会長が傷病又は事故等により不在のときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議は、会長が招集し、議長となる。

2 検討会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 検討会議の議事は、出席した者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 住宅課の職員は、検討会議に係る業務委託契約等に関する決裁を行うときは、前項の議決結果を尊重しなければならない。

5 会長は、会議を開く時間的余裕がないと認めるときは、委員に回議して、これに代えることができる。

6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第6条 検討会議の庶務は、総務グループで行う。

(秘密の保持)

第7条 検討会議に出席し、又は関係した職員は、職務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めのない事項又はこの要綱によりがたい事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月8日から施行する。